

愛知県立大学学長候補者選考における意向投票に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領(以下、「要領」という。)は、愛知県立大学学長選考等規程(以下、「規程」という。)の第6条に規定する意向投票の実施に関し、必要な事項を定める。

(意向投票委員会の組織)

第2条 意向投票委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 愛知県立大学(以下「大学」という。)の教育研究審議会において、その構成員から選出された者(学長を除く。) 1名

(2) 大学の各学部から選出された者(教育研究審議会の構成員を除く。) 各1名

(3) 法人事務局から選出された者 1名

2 前項の委員会に委員長及び副委員長をおく。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となり委員会の業務を統轄する。

5 副委員長は、委員長に事故あるときに、その職務を代行する。

(委員の辞退と補充)

第3条 委員会の委員が規程第4条に定める学長候補者に立候補した場合、又は、学長候補者の推薦人となったときは、委員を辞退しなければならない。

2 前項による辞退又はその他の事由によって委員が欠けたときは、これに代わる委員を補充する。

(委員会の定足数及び議決方法)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決をすることはできない。

2 議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 意向投票の個人投票権者名簿の作成及び管理

(2) 学長候補者所信表明説明会(以下、「所信表明説明会」という。)及び意向投票に関する事項の公示及び各学部長、事務局長及び個人投票権者への通知

(3) 所信表明説明会の開催

(4) 投票用紙の作成

(5) 投票及び開票の管理

(6) 所信表明説明会及び意向投票に関する記録の作成

(7) 学長選考委員会への意向投票結果の報告

(8) その他所信表明説明会及び意向投票に関する事務

(委員会の幹事及び事務局)

第6条 委員会は、事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局は法人事務部門法人企画部人事課におく。

3 委員会に事務局の幹事をおき、法人事務部門法人企画部人事課長を充てる。

(所信表明説明会の開催)

第7条 委員会は、立候補を表明した学長候補者、学長選考委員会委員等と調整したうえで、所信表明説明会の期日及び場所等を決定し、開催日の3週間前までに公示し、各学部長、事務局長及び個人投票権者へ通知しなければならない。

(意向投票の期日及び場所の公示)

第8条 委員会は、組織体投票の報告期日及び報告先並びに個人投票を行う期日及び場所を所信表明説明会の開催日までに学内に公示し、各学部長、事務局長及び個人投票権者へ通知しなければならない。

2 組織体投票の期日と個人投票の日との間に1週間以上の期間をおくものとする。

(個人投票権者名簿)

第9条 委員会は、第5条第1号に規定する個人投票権者名簿を、所信表明説明会の開催日までに作成しなければならない。

2 委員会は、前項の個人投票権者名簿を、個人投票日前の5日間事務局において縦覧に供さなければならない。

(候補者調書)

第10条 委員会は、学長候補者について候補者調書を作成し、所信表明説明会の開催日までに学内に公示し、各学部長、事務局長及び個人投票権者へ通知しなければならない。

(不在者投票)

第11条 規程第10条第3号に規定する不在者投票を希望する者は、その事由を記載した書面を委員会に提出し、承認を得なければならない。

2 委員会は、前項による書面が提出されたときは、事情調査のうえ、承認書を交付する。

3 不在者投票は、承認書を掲示して、指定の日時、場所において行なう。

4 前項の不在者投票は、封筒に入れて厳封のうえ、委員会が保管する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。